

「内水面漁業の振興に関する基本計画」骨子について

【要旨】

県は、平成 28 年度から 5 年間の本県内水面漁業の振興に係る取組事項を定めるため、今年度中に「内水面漁業の振興に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定する予定。

- 1 基本計画は、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年 6 月制定）（以下、「法」という。）に規定されたもので、都道府県が内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等に関する施策の実施に関する計画を定めるもの。
- 2 本県では、基本計画において、主に、以下の取組事項を記載。
 - ア 県内産アユ種苗の生産体制整備及びサクラマス種苗の大量生産・放流技術の開発
 - イ 河川構築物における魚道機能の回復及び内水面水産動物の生息環境の改善
 - ウ 内水面漁協及び河川管理者等による協議会の設置及び協議に向けた調整
- 3 今後は、内水面漁業基本計画の素案を作成し、岩手県内水面漁業協同組合連合会、岩手県釣り団体協議会等の関係団体及び河川管理者の意見を聴取し修正したうえで、岩手県内水面漁場管理委員会でご意見をいただき、平成 27 年度内に策定する予定。

1 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）について

(1) 法の目的

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(2) 法の概要

ア 法は、目的、基本理念、国及び地方公共団体の責務、内水面漁業者の努力、基本方針等、内水面漁業の振興に関する施策、協議会等で構成されている。

イ 法は、国の基本方針に即して、各都道府県が基本計画の策定に努めるものと規定している。

2 基本計画骨子について

(1) 策定の主旨

本県内水面漁業の振興及び内水面の多面的機能の発揮を推進するため、河川管理者や内水面漁業協同組合等が連携して、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等に必要な施策を総合的に推進するための取組事項を定める。

(2) 計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度

3 基本計画の具体的な取組事項

項 目		取組事項
I 内水面水産資源の回復に関する基本的事項	1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内産アユ種苗の生産体制の整備及び遊漁者ニーズに対応した県産アユ品種の開発研究 ・ 染色体操作技術等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発
	2 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ オオクチバス等の特定外来生物の駆除への支援 ・ カワウ生息量調査結果に基づいた駆除活動等への支援
	3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水面漁業者に対する定期的な巡回指導の強化 ・ 内水面漁業者に対する海外から侵入する恐れのある伝染性疾病の発生状況等の周知

	4 回遊魚類の増殖の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> サケ稚魚の健苗育成に向けた飼育技術の指導及び放流後の稚魚減耗要因の解明に関する調査の実施 ・サクラマス資源造成に向けた種苗生産及び放流技術の開発
II 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項	1 内水面水産資源の生育に資する施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 内水面漁協等による河川構築物における魚道機能の回復と生息環境の改善の取組への支援 内水面漁業者による産卵場の造成及び石倉等の隠れ場所の設置への支援
	2 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 河川及び河岸の保全・整備等に当たり、内水面水産資源の生育環境の改善等に配慮
	3 多面的機能の発揮に資する取組への支援等	<ul style="list-style-type: none"> 内水面漁業者と地域住民等が連携して行う河川・湖沼の生態系の維持・保全のための活動の支援
	4 森林の整備及び保全	<ul style="list-style-type: none"> 適切な造林、間伐等の森林整備の推進及び保安林の適切な管理や治山施設の整備等による森林の保全の推進 県民参加の森林づくりの推進
III その他内水面漁業の振興に関する重要事項	1 効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現	<ul style="list-style-type: none"> 「浜の活力再生プラン」の取組の支援 内水面漁業者に対する国の配合飼料高騰対策の周知、導入支援 他地域の経営安定に係る取組の情報提供
	2 人材の育成及び確保	<ul style="list-style-type: none"> 国が実施する新規就業者等に対する研修会等の周知
	3 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 内水面漁協から協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会の設置及び協議に向けた調整の実施
	4 平成23年原子力事故による被害等への対策	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質による汚染状況の把握のため、漁協等と連携した川魚の放射性物質の残留検査の実施
	5 河川環境、生物環境等の各種モニタリング調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 震災、地球温暖化及び酸性雨等の影響を把握するため、河川環境、生物環境等の各種モニタリング調査の実施
	6 県民の理解と関心の増進	<ul style="list-style-type: none"> 内水面漁業の意義に関する広報活動や体験放流等の川辺における自然体験活動を推進 漁業調整規則や遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進

【根拠法令】内水面漁業の振興に関する法律（平成26年6月27日法律第103号）（抜粋）

（都道府県計画）

第十条 都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画（以下この条において単に「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定めようとする場合において、当該計画に係る内水面について河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第三十五条第三項において同じ。）があるときは、あらかじめ、当該河川管理者に協議しなければならない。

3 都道府県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

〔参考資料〕 国基本方針と県基本計画の対比表

項 目	国基本方針	岩手県基本計画	
内水面水産資源の回復に関する基本的事項	1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内産アユ種苗の生産体制の整備及び遊漁者ニーズに対応した県産アユ品種の開発研究 ・ 染色体操作技術等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発 	
	2 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ オオクチバス等の特定外来生物の駆除の支援 ・ カワウ生息調査結果に基づいた駆除活動等の支援 	
	3 内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水面漁業者に対する定期的な巡回指導の強化 ・ 内水面漁業者に対する海外から侵入する恐れのある伝染性疾患の発生状況等の周知 	
内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項	1 内水面に係る水質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道、浄化槽その他の排水処理施設の整備を推進 	
	2 内水面に係る水量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水浸透枘、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置など水循環系の構築 	
	3 森林の整備及び保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の適切な保育、間伐等の森林の整備を推進 ・ 治山施設の整備や保安林の適切な管理等の森林の保全を推進 ・ 国民参加の森林づくり等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な造林、間伐等の森林整備の推進及び保安林の適切な管理や治山施設の整備等による森林の保全の推進 ・ 県民参加の森林づくりの推進
	4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰等の河川横断施設への魚道の設置、改良及び適切な維持管理を推進 ・ 水田と河川の連続性に配慮した整備 ・ 産卵場の造成、石倉等の設置等の取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水面漁協等による河川構築物における魚道機能の回復と生息環境の改善の取組への支援 ・ 内水面漁業者による産卵場の造成及び石倉等の隠れ場所の設置への支援
	5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創設 ・ 河道計画や河岸の保全・整備等に当たり、生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全に資するよう配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川及び河岸の保全・整備等に当たり、内水面水産資源の生育環境の改善等にも配慮する
内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項	1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜の活力再生プラン」作成の取組を支援 ・ 錦鯉の輸出促進 ・ 燃油と配合飼料の価格高騰対策の実施 ・ 内水面漁協の模範となる取組みの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜の活力再生プラン」の取組の支援 ・ 内水面漁業者に対する国の配合飼料高騰対策の周知、導入の推進 ・ 他地域の経営安定に係る取組の情報提供 <p>※〔その他内水面漁業の振興に関する重要事項〕で記載</p>
	2 多面的機能の発揮に資する取組への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、湖沼の水草除去、清掃等の生態系の維持・保全のための活動、環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水面漁業者と地域住民等が連携して行う河川・湖沼の生態系の維持・保全のための活動の支援 <p>※〔内水面における漁場環境の再生に関する基本事項〕で記載</p>

	3 人材の育成及び確保	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談会等の開催、新規就業者の漁業現場での実地研修、経営方法の取得のための講習会等の開催を支援 ・経営管理能力向上のための指導・助言や研修会の開催を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する新規就業者等に対する研修会等の周知 <p>※〔その他内水面漁業の振興に関する重要事項〕で記載</p>
	4 商品開発への取組等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・品質向上、付加価値向上、販路拡大等の取組を推進 ・漁業者、水産加工業者及び流通業者等が連携した取組を推進 	
	5 回遊魚類の増殖の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・産卵場の確保、種苗放流に関する課題の解決等に努める ・さけ回帰率の減少要因を調査し、ふ化放流手法を改良 ・東日本大震災の影響により、不足するさけ採卵用親魚の確保するための取組を支援 ・適切な増殖経費の負担を実現するための取組を支援 ・しらすうなぎの採捕者、にほんうなぎを採捕する漁業者等の関係者が行う資源管理のための協議を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・サケ稚魚の健苗育成に向けた飼育技術の指導及び放流後の稚魚減耗要因の解明に関する調査の実施 ・サクラマス資源造成に向けた種苗生産及び放流技術の開発 <p>※〔内水面水産資源の回復に関する基本的事項〕で記載</p>
	6 国民の理解と関心の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業の意義に関する広報活動や体験放流等の川辺における自然体験活動を推進 ・漁業調整規則や遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業の意義に関する広報活動や体験放流等の川辺における自然体験活動を推進 ・漁業調整規則や遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進 <p>※〔その他内水面漁業の振興に関する重要事項〕で記載</p>
その他内水面漁業の振興に関する重要事項	1 国内外におけるうなぎの資源管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア地域による資源管理の枠組の構築 ・しらすうなぎの採捕、にほんうなぎを採捕する漁業及びうなぎ養殖業に係る資源管理を三位一体として推進 ・法第 26 条の指定養殖業の許可制度を活用してうなぎ養殖生産量を管理 	
	2 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 35 条に規定する協議会を設置した都道府県からの要請に応じて、内水面資源の回復、漁場環境の再生、レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等、内水面漁業の振興に向けた効果的な協議が円滑に行われるよう関係者間の調整等を行うとともに、必要な措置を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁協から協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会の設置及び協議に向けた調整の実施
	3 平成 23 年原子力事故による被害等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の行う検査に対する支援 ・検査結果等の遊漁者や消費者に対する正確な情報提供 ・適切かつ速やかな賠償が実施されるよう取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染状況の把握のため、漁協等と連携した川魚の放射性物質の残留検査の実施
	4 内水面に排出又は放流される水に係る規制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽等から排出される残留塩素や界面活性剤の実態を把握し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 	
	5 河川環境、生物環境等の各種モニタリング調査の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・震災、地球温暖化及び酸性雨等の影響を把握するため、河川環境、生物環境等の各種モニタリング調査の実施

※ 国基本方針は、平成 26 年 10 月 15 日に告示。